

家に帰ってくることを望む」と述べ、混乱を招いた。トランプの支持者であったミアシャイマー (Mearsheimer) は、駐屯戦略 (OnShore) から、海洋戦略 (OffShore) への転換を促し、「ヨーロッパとペルシャ湾から米軍を撤収すれば、最大 10 億ドルを節約することができる」³²⁾ と主張する。これは、トランプが米軍駐屯と撤収の問題を、お金の問題と連結している脈略と一致する。

神聖不可侵の領域のような駐韓米軍撤収がトランプの口から出てきて、これを直感した同盟論者が、駐韓米軍を撤収する代わりに、削減する案として妥協案を出している。これから、亀裂線は、駐韓米軍の撤収か、削減かになるだろうと予想される。

米国覇権の後退と米軍戦略の変化などが噛み合って、東北アジア平和体制が進展していけば、在日米軍の駐屯政策にも一定の変化は不可避であると思われる。日朝会談賛成勢力が、親安倍勢力であったとしても、彼らと連帯が必要な状況が訪れることもある。攻撃的平和主義が作り出してきた間隙を、積極的に活用することができる準備が必要である。これも、もう一つの、攻撃的平和主義が強制する体制内変化過程だからである。

9) 結論

攻撃的平和主義により醸成された現在の急激な情勢変化は、戦争直前まで達した 2017 年の恐怖を記憶しているだけに、より一層劇的であり、希望的である。金正恩に勝る平和戦略が、各国政府と国民の智慧によって、その中から作りあげられるならば、東アジアと世界は 60 年以上、経験できなかった新しい時代を迎えることであろう。

註解

1. イ・ワンジョン『10 月革命史』(ソウル: 井戸のある家우물이 있는 집, 2004),

p.586

2. チェ・ジョンズ「国際法帝国主義とアメリカ式世界法治主義」、『西洋史学研究』第 24 集(2011.6)、p.233
3. 李時雨、「権力理論を通じてみた米朝対決展望」、『4 月革命会報』Vol.126、(ソウル: 四月革命会、2017.10)、p.12
4. Carl Schmitt, Politische Theologie: Vier Kapitel zur Lehre von der Souveranität 2 版、(Berlin:Duncker&Humblot,1934)キム・ヒャン訳、『政治神学: 主権論に関しての四つの章』、(ソウル: グリンビ、2010)、pp.18,22,25,16 参照
5. イ・ワンジョン『10 月革命史』(ソウル: 井戸のある家우물이 있는 집, 2004)、p.465
6. 中国共産党が宣布した文化大革命は、社会主義式近代化と社会主義の完成のために「資本主義の道を歩む党内実権派」を打倒し「社会主義経済土台とは合わない全ての上部構造の改革」を大衆運動を通じて成就し、民主的な政治構造を成し遂げることが目的だった。(イ・ジョンヒ、「文化大革命初期上海人民公社に関する研究: パリーコミュンモデルと労働者造反運動を中心に」、(嶺南大学校大学院修士論文、2012)、p.1)
7. 「習近平同志を核心とする党中央の権威を堅決に守護するべき」、『人民ネット朝文版』、(2017 年 04 月 24 日):
<http://korea.cpc.people.com.cn/75433/75447/15658004.html>
8. Karl Marx, CapitalⅢ、(Penguin Books Limited, 1981)他/キム・スヘン訳、『資本論Ⅲ』(下)、(ソウル: ビボン出版社、2004、第 1 改訳版)、p.747
9. ノ・ギョンドク「世界経済大恐慌とスターリン主義経済学談論—1929~1936 ヴァルガを中心に」、『歴史教育』第 115 輯、2010.9、p.249
10. ミアシャイマーによれば、政治的敵対感は熾烈になりつつける傾向がある。一旦、攻撃的に行動する国家が表れたら、攻撃の犠牲者になるかもしれない可能性を持つ国家たちの恐怖が増幅され、その結果、攻撃的行動の機会を狙う国家はより多くなる。John J. Mearsheimer, The Tragedy of Great Power Politics、(New York: W.W.Norton&Company Inc,2001)、p.33; ソル・インヒョ、イ・タクソン、「ミアシャ

イマーの攻撃的現実主義理論と 21 世紀の東北アジア国際秩序」、『紛争解決研究』第 10 巻 2 号、p.135 引用

11. ワルツにとって、国家たちの最優先的な関心は、国家体制の中で自身の地位を維持することである。Kenneth Waltz, *Theory of International Politics*, (New York: McGraw-Hill, 1979), p.126 参照

12. ソル・インヒョ、イ・タクソン、「ミアシャイマーの攻撃的現実主義理論と 21 世紀の東北アジア国際秩序」、『紛争解決研究』第 10 巻 2 号、p.125 参照

13. 保護を求められる上位の権威体が存在しない状況で各国家はその意図を分かることはできず、攻撃能力を保有している他の国家たちを疑うしかない。その結果、国家は潜在的競争国に被害を負わせ、力を減少させることで、自らの力を増大しようとする。即ち、強大国は攻撃的に行動する。(上文、p.127)

14. …『MBC PD手帳』(2016/6/5)

15. …2018.4.21 /http://www.jajusibo.com/sub_read.html?uid=39128§ion=sc3

16. …『世界史の構造』(ソウル：図書出版 b, 2012 pp.430~431)

17. …『統一ニュース』(2013/1/28)

<http://www.tongilnews.com/news/articleView.html?idxno=101259>

18. …『21 世紀韓国外交大戦略』(東アジア研究院、2006)

19. 金正恩「朝鮮労働党第 7 回大会において行った中央委員会事業総括報告」2016.5.7

20. …イ・チュングン『朝鮮日報』2018.6.4

21. (省略) [Cambridge University Press, 1970]、p67 参照)

22. 박서원前秘書官は「国際制裁を受けて不適切な抵抗を続けて本当の核国家(real nuclear power)になってしまったが、彼らを平和協定と平和体制の話し合いの対象として認めてしまえば、今後アメリカの非拡散の秩序とか対外関係は総て壊れてしまう」と診断した。(김치관記者「軽水炉か火力発電所か」『統一ニュース』2013.3.4.

<http://www.tongilnews.com/news/articleView.html?idxno=101640>

23. 事得其序爲之禮、物得之和爲之樂(事が順序を得れば禮であり、事物が調和を得れば樂である)『禮記』、「樂記第十九」、清 朱彬 撰、『禮記訓纂』(北京：中華書局、1996)

24. 法則—現象—現実の発展過程に対する論理についてはヘーゲルの大論理学を参照。G.W.F.Hegel. イムソクチン訳『大論理学Ⅱ(本質論)』(ソウル：지학사.1989. 3版)

25. …『巨大な転換』(ソウル：キル、2010 第 1 版 4 刷) pp.100~101

26. Karen Mingst, *Essentials of International Relations*

27. 『戦争における指揮』(ソウル：ヨンキョン文化社、2000)

28. 「チョン・ヨンウ、「在韓米軍削減のない北朝鮮の非核化は不可能」、『世界日報』(2018.05.24)

<http://www.segye.com/newsView/20180524000260>

29. …『聯合ニュース』(2012/9/16)

30. 「日本とアメリカ合衆国間の安全保障条約署名の時、吉田内閣総理大臣とアチソン國務長官の間で、交換された公文」(1951 年 9 月 8 日)の中心内容は、次の通り。
「1950 年 7 月 7 日の安全保障理事会決議に従い、合衆国の下に国連統合司令部が設置され、総会は 1951 年 2 月 1 日の決議に従い、全ての国家及び当該国に対し、国連の活動にさまざまな援助を付与し、また侵略者にはどのような援助も自制することを要請した。連合国最高司令官の承認を受け、日本は施設と役務を、国連加盟国の軍隊が、国連の活動に参加するときには、必要な援助を今日まで行なってきた。現在も全く同じである。将来は、規定されておらず、不幸にも、国連活動を支援するための日本の施設と役割の必要性が継続して提起されうると見た長官は、平和条約効力発生のその後、1 か国または 2 か国以上の国連加盟国の軍隊が極東での国連活動を行うとき、その軍隊を日本の施設および周辺に駐屯することを、日本は許容し、その活動を容易にさせること。また日本の施設と役割の使用に伴う費用が、現在と同じように、日本と当該国連加盟国の間で別途に合意されるとおり負担することを日本政府に代わって確認してもらえればよい。合衆国に関するかぎり、合衆国と日本の間の安全保障条約の実施細目を規定する行政協定に従って、合衆国に供与されることになるものを超過する施設及び役務使用は、現在と同じく合衆国の負担とする。

31. John J. Mearsheimer and Stephen M. Walt

32. John J. Mearsheimer and Stephen M. Walt

国連体系と国連軍司令部

写真家 李 時 雨

訳 鄭永寿

目 次

- (1) 蓄積
- (2) 国連体系
- (3) 国連軍司令部
 - 1) 平和の破壊
 - 2) 勧告
 - 3) アメリカ統合軍司令部の設置
 - 1 アメリカ統合軍司令部
 - 2 国連旗
 - 3 報告書
 - 4) 駐韓国連軍司令部と日本
- (4) 結論に代えて

(1) 蓄積

権力と資本の蓄積体系から話をはじめよう。カール・シュミット (Carl Schmitt) は、「主権者は法の外にありながらも依然と法の中にいる者として、即ち、憲法を完全に効力停止させるべきかそうではないかを決定する場にいる者」と定義する。法の外にある「例外状態」は法で規定できない。もっぱら主権者だけが例外状態を決定することで法の境界を規定する。このように法秩序は規範ではなく決定に基づく。主権の本質は強制や支配の独占ではなく、決定の独占にあるのだ。¹⁾「決定 (Entscheiden)」は、シュミットの独創的な概念である。決定は具体的状況を例外に規定しながら、正常と分割することを前提とする。

「決定」概念をより立ち入って解釈するために、ヘーゲルの「規定」概念

に代入してみよう。²⁾ 例外状況は正常状況の他 者である。例外を規定するということは、正常の限界を定めることであり、正常は恒常的なものではなく変化しやすい性質、ただの属性に転落する。このようにして正常は当為として残り、結局例外状態によって否定される。いまや正常は有限 (者) であり、例外は無限 (者) である。しかし有限と無限とは相互規定されるものであって、例外は正常に、正常は例外になる。ヘーゲルの論理に倣うと、例外もまた永久不変な独立性を付与されたものではなく、変化の契機に過ぎない。しかしシュミットにとっての矛盾の解消は、ヘーゲルと違って概念の展開によるものではなく、人間の決断、実践によって果たされる。³⁾ ここに違いがある。決定がなされるためには決定の権限が前提となり、権限はまた能力を前提にしなければならない。主権者は権限と能力を持ち合わせなくてはならない。主権者の合法性と正当性は、法と秩序によって表現されるのだから、権力は、法とともに循環する輪を形成する。法1-権力-法2の循環は、法を強化する輪であり、権力1-法-権力2の循環は、権力を蓄積させる輪である。ふつう、前者は法治、後者は人治となる。

一方、主権者の例外状況の決定から権力を蓄積する方法は、資本の蓄積方法にも適用できる。原始的〔本源的一本文中の〔 〕内は訳者注、以下同じ〕蓄積を前提として、資本主義的商品生産と交換がなされる。商品1-貨幣-商品2の循環は、消費を強化させる輪であり、貨幣1-商品-貨幣2は貨幣の蓄積、すなわち資本を強化させる輪である。商品・貨幣の交換過程は「命をかけた飛躍」で、主権者の決定のように決断を要求する実践行為である。「決定」が、主権体系確立の 歴史的時期を前提するように、「交換」もまた価値を生産する商品、すなわち労働力を購買することができる資本主義生産様式を前提とする。⁴⁾

資本蓄積であれ権力蓄積であれ、蓄積の本質は差別性と独占にある。人よりの多い蓄積だけが差別的支配力をもつ。他と同等な蓄積はもはや蓄積ではない。貨幣は商品との循環の輪から離脱した時、蓄積される。しかし商品を買えない貨幣はもはや貨幣ではないので、再度商品の購買という循環の輪に入ってこなくてはならない。⁵⁾ マルクスはこれを守銭奴と資本家の差と説明した。資本家は、商品-貨幣の循環の輪の外に存在し、かつ、中にいる者である。権力もやはり法の外に存在する時、蓄積される。しかし、法の外にいないと権力は意味がない。したがって「主権者は、法の外にありなが

らも依然と法の中にいる者である」⁶⁾。最高権力は国内的には主権として、国際的には覇権としてあらわれる。国連体系に至るまでの近代国際体系を作動させた動力は、権力と資本の蓄積体系である。⁷⁾

(2) 国連体系

近代ヨーロッパ国際体系は、例外状況を決定する主権者による資本の原始的蓄積から始まっている。資本の蓄積は権力の蓄積を前提にし、資本蓄積を通じて権力は再蓄積される。⁸⁾ 1648年のウェストファリア条約によって主権を法的に表した体系が登場した。以降、主権は、国内では最高の権力に深化され、国外では覇権として拡張された。⁹⁾ 国連体系は、近代国家間体系の集積体である。近代国家間体系は四つの契機によって展開されてきた。主権体系、勢力均衡体系、集団安保体系、一国覇権体系がそれである。主権体系は1648年、ネーデルランドのウェストファリア条約 (Peace of Westfale n) で、勢力均衡体系は1815年以降のイギリスのヨーロッパ協調体系 (Concert of Europe) で、集団安保体系は1919年の国際連盟 (League of Nations) と1945年の国際連合 (United Nations) で、アメリカの覇権体系はトルーマン・ドクトリンから姿を現していた。¹⁰⁾ 現在、主権と覇権が一致する国家はアメリカであり、アメリカの覇権体系が国際体系の例外を決定する。集団安保体系を基準に国家間体系を再配置すれば、集団安保－主権間体系、集団安保－勢力均衡間体系、集団安保－アメリカ覇権体系となる。国連創設の法的文書たる国連憲章にはこのような間体系が余すところなく反映されているのである。¹¹⁾

私はこれを国連体系と呼ぶ。集団安保－主権間体系は国連憲章の〔1章〕2条1項の主権平等の条項で、集団安保－勢力均衡間体系は国連安保理で、集団安保体系自体は国連総会で、集団安保－アメリカ覇権間体系は国連憲章8章の集団的自衛権と地域安保機構〔機関〕の条項で具体化された。国連憲章の例外は第8章によって作動する。1945年に国連憲章制定会議が開かれた時、アメリカは、国連の権威を失墜させる主導的な役割をした。彼らはモンロー主義に立脚した「地域防衛権」を明文化した憲章の条項をむやみに修正し通過させたが、これは結局あとになって侵略的ブロックを構築する法的根拠に利用された。¹²⁾

憲章〔7章の〕51条に「個別的又は集団的自衛の権利」を規定しておいてるのは、安保理や総会の機能の極大化に対する重要な妨害物としてである。¹³⁾

朝鮮戦争は、初めて軍事的な強制措置が国連の名のもとに取られたという点で国連体系のひとつのピークであったが、国連の法的、集団安保的な理想がアメリカの覇権によって歪曲されることで国連創設の精神をないがしろにしたという点で、衰退が始まるピークでもあった。1945年から1990年までの間に発生した70件を超える主要な戦争は、憲章7章の外に放置されてきた。¹⁴⁾ それに比して朝鮮戦争は、史上初めて国連の名を冠した軍事的強制措置が成し遂げられたようにみえた。しかしそれはきわめて疑わしいもので、それゆえ国連創設以降、体系内の敵対と亀裂のふり幅が最も大きかった事件のひとつとなった。朝鮮戦争当時、アメリカの権力政治は集団安保機構である国連を表にたたせて、無秩序状態での覇権 (Hegemony) を強化することに成功するが、同時にアメリカ覇権体系を一時後退させる構造までをもつくってしまった。アメリカはソ連の拒否権行使を無力化させるために初めから安保理の構造を崩壊させ、総会に力を付与することにした。国連創設の核心的な当事者であった強大国ソ連を排除し、親米的な弱小国たちと手を結んだのである。これは安保理体制を総会体制に変えるために試みた1950年11月の「平和のための団結〔結集〕決議」にあらわれた。その結果はどうだっただろうか。総会体制は図らずも第三世界のヘゲモニーを育てた母胎となった。猫を育てようとして虎を育てた格好だ。その過程で総会会員である国々の主権体系が強化され、アメリカの覇権も揺らぐことになる逆説が生じた。アメリカはヘゲモニーを維持する成果より、もっと残酷な代価を払わなくてはならない場合もあった。朝鮮戦争期間に国連で頻繁に起こったイギリスとアメリカの外交葛藤がそのような代価であった。もちろんこの代価はアメリカが国連で覇権を掌握することで享受する特惠とは比較しえないものである。アメリカの統合軍司令部 (Unified Command) が、国連軍司令部 (United Nations Command) の名を冠して国連の軍隊のように行動できたのは、覇権国が享受した特惠のひとつであった。ギルピン (Robert Gilpin) は次のように説明する。「覇権国家が国際機構のような一種の公共財を提供する理由は、国際経済体系全体の福祉に関心があるからではなく、彼らを選び好む国際レジーム (international regime) が覇権国家の利益を増進させるからである」。¹⁵⁾

(3) 国連軍司令部

奇形かつ欺瞞にみちた国連軍司令部は、国連体系を構成する各体系要素間の緊密な連関と矛盾、争いと敵対が最も極端的なパターンとしてあらわれた朝鮮戦争の中で誕生した。したがって、その起源と構造のなかには国連体系の敵対矛盾と亀裂が余すことなく圧縮されている。隠蔽・縫合された矛盾と亀裂を表面化させるために、この論文では、国連憲章の解釈をめぐるアメリカの覇権の作動方式に注目したい。憲法解釈は不文法的な性格をもつが、これは解釈を主導する覇権国に立法権力を与える結果に帰着する。安保理決議は、国際法制定の性格をもつ。憲章の解釈権は、すなわち法制定権である。¹⁶⁾ これは覇権国に、例外を決定できる無制限の権限が付与されたことを意味する。そのうえ権力が法的形式を獲得したのでヘゲモニーもずっと効果的に貫徹される。朝鮮戦争勃発後、統合軍司令部創設に至るひと月の間、このような原理は完璧に実現された。朝鮮戦争を例外的状況として決定することに成功したアメリカは、国連のなかでは法的覇権を、国連のそとでは排他的主権を作動させることで、国連の内外における権力の差別的蓄積を成功させた。これからその過程を追っていこう。

1) 平和の破壊

1950年6月25日の安保理決議は、北朝鮮の対南敵対行為を「平和の破壊(a breach of the peace)」をなすものと明記している。侵略行為をなすという表現をアメリカが決議案草案で放棄することで、平和の破壊に修正されたのである。エジプト代表が「侵略行為」は国家間にだけ起こるもので、これは国内的なものではないと、強く反発したからであった。¹⁷⁾

憲章は、1条1項に表現されているように平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為を分ける。このような区別は非常に重要である。憲章が述べる「平和」や「国際平和」は国家間の関係である。したがって平和の破壊とは、ひとつの国家と別の国家間の関係において成立することができる。もし北朝鮮当局が国家の政府ではない革命勢力や暴徒であるならば、それゆえ戦争ではなく内乱であるならば、安保理は平和の破壊が存在すると決定することはできない。¹⁸⁾ 1950年8月11日、ソ連は、朝鮮半島の状態が内乱であり国家

間の戦争ではないため、朝鮮半島の国内管轄事項に属し、国連憲章の範囲の外にあると主張した。¹⁹⁾ ケルゼン(Hans Kelsen)もまた、平和の破壊は国家間の関係にのみ侵されうると主張する。それゆえ、1950年6月25日の安保理決議が北朝鮮を国家または政府と見ないでおきながら、また言えば、朝鮮半島の状態を内乱とみながら平和の破壊があったとしたのは、不当であると指摘する。²⁰⁾ 一方、安保理は「平和の破壊」を構成すると決定しただけであって、それに伴う平和の維持(maintain)や回復(restore)のための勧告や措置の決定はしなかった。国際平和の「維持」とは、平和の破壊を予防することを意味する。もし平和が壊されるならば、「維持」はできず、もっぱら「回復」のみできる。平和は、侵略の鎮圧ではなく平和に対する脅威を除去することで「維持」されうる。²¹⁾ 6.25決議案は南北朝鮮に対して敵対行為の中止と38度線への撤収を要請している。この二つの要請を、憲章〔6章の〕第33条2項²²⁾の要請や、〔7章の〕第40条による暫定措置とみるならば、平和の維持や事態悪化の防止がその目的であるといえる。事態悪化の防止は平和の「維持」に該当するのであって、平和の「回復」ではない。また、アメリカの決議案や、安保理で通過した決議案はすべて「軍事衝突(military conflict)」を惹起する憂慮」と言及しただけで、

「軍事衝突」が起きたとは断定していない。武力衝突は戦争を含む概念とも、そうでないとも言える。²³⁾ 平和の破壊や侵略は、軍事衝突が起こった結果として招来されるとみるのが妥当であろう。だが、軍事衝突が惹起される憂慮がある程度の事態に対し、平和の破壊や侵略という概念を適用したことは無理があると言わざるを得ない。また平和の破壊や軍事衝突を惹起する「おそれのある場合」の措置は1条1項や33条などに依拠し、平和的手段による解決を求めなくてはならない。

結局、決議案はアメリカが考えた「侵略」やトリグブ・リー事務総長が考えた「平和に対する脅威」²⁴⁾ではない、平和の破壊として調停された。平和に対する脅威のもとでも予防的措置は可能ではあった。²⁵⁾ 敵対行為の中止と38度線への撤収要請はそのような措置として理解された。しかしアメリカはこれで終わらず二日後の27日、安保理決議案の通過に先立って兵力を派遣した。

このように平和の破壊を決議案の文言として採択したことは、軍事衝突が惹起されるかも知れない憂慮を仮定した状況判断と矛盾するばかりではなく、

とられた暫定措置の性格とも全く似合わないものであった。にもかかわらず、平和の破壊を構成するという文言に基いてとられたアメリカの実際の措置は、軍事的強制措置に向かったものである。²⁶⁾ 法によるものではなく権力によって例外状況は決定され、その後、法秩序はこの状況を縫合するための装置としてのみ作動した。

2) 勧告

1950年6月27日付の安保理決議案の最後の文言は次の通りである。

国連加盟国に対し、武装攻撃を撃退させ国際の平和と安全を回復するために必要となる援助を、大韓民国に提供することを勧告する。²⁷⁾

憲章〔7章の〕39条は「勧告」と「決定」を区別している。39条内の「勧告」と「強制措置の決定」とは、安保理の互いに異なる二つの機能である。紛争の平和的解決において国連の主要任務は「勧告する」²⁸⁾ ことであり、強制的要素を含まない。

一方、39条のもとでの強制措置は、安保理によって決定・指示されうるが、実際に勧告されることはない。もし強制措置が安保理によって指示されるならば、すなわち加盟国に拘束力ある「決定」を安保理が行うのならば、それらは39条に言及された強制措置である。41条と42条によって安保理は憲章7章に規定された強制措置をとることができる。仮に安保理が39条のもとで勧告することを望むのならば、強制措置に対する勧告はできず、もっぱら平和的手段だけを勧告することができる。²⁹⁾ ケルゼンによるとこれは、1945年の第79回アメリカ議会で採択された「国連参与法」の背景であった。

³⁰⁾ 国連参与法は、大統領に安保理によって勧告された強制措置の実行に対しての権限は与えなかった。この法は、安保理の「勧告」ではない「決定」であったり、「要請」された (Call upon) 41条、42条の措置だけを実行するようにした。³¹⁾ アメリカ政府が憲章によって規定される勧告された強制措置を考慮しなかったため、安保理によって勧告された強制措置に参与する権限だけはアメリカ大統領に与えなかったのである。³²⁾ このような理由からトルーマン (H.S. Truman) 大統領の朝鮮戦争介入がアメリカ憲法と国連参与法を違反したという主張が提起された。³³⁾ ケルゼンとともにストー

ン (J. Stone) もまた、憲章39条の規定の「国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし」というのは平和的手段を勧告することを意味し、強制措置に対する勧告は含まれないため、6月27日の決議で安保理が加盟国に対して対韓軍事援助を勧告したことは憲章に立脚した決議ではないと述べている。³⁴⁾

国内問題への不干渉の原則を明示した憲章2条7項の立法趣旨からみると、7章の強制措置は、狭義に解釈すると、39条の勧告と40条の暫定措置は除外して、41条に規定された非武装的強制措置と42条の武力的強制措置だけを意味すると解釈しなくてはならないだろう。³⁵⁾ そうであるならば、41条と42条を決定しないまま、39条下の勧告のみをもって、朝鮮半島の事態に介入したことは、憲章2条7項に違反することである。その意味で、朝鮮戦争に送られた各加盟国の軍隊は国連の措置ではなく加盟国の自発的な措置にすぎなかった。³⁶⁾

決議案に「勧告」と書き、「決定」と読むことは、湾岸戦争でも再演された。1990年11月29日、イラクのクウェート侵攻に対する安保理決議も、多国籍軍に対する国連加盟国の参与を勧告しただけである。当然、安保理傘下の司令部は設置されたこともなく、したがって多国籍軍の任務終了に対する安保理の決議もなかった。しかし彼らはまるで国連の軍隊のようにふるまった。³⁷⁾

例外の決定が、法とともに循環の輪をつくれば、秩序という名で慣行となる。憲章のどこにも示されていない慣行が国連体系を構成していく。慣行は、権力の別称だ。決議案の合意をたやすく行うために「勧告」という単語を使い、勧告は慣行的に「決定」の効力をもつものとしてみなされる。例外を決定する権限の壁が低くなり、それだけ権力の蓄積は加速化する。このような権力は1971年のドルの金兌換禁止という例外を決定する前提となり、偽物の貨幣たるドルの覇権維持を可能にさせる蓄積体系を強化させた。衰退の一路にあるアメリカの覇権を依然と維持させる根拠もこのような蓄積体系にある。

3) アメリカ統合軍司令部の設置

7月7日午後3時から4時45分まで開かれた第476回国連安保理会議に、イギリスとフランスはアメリカの要請を受諾して、アメリカ主導下の統合軍司令